

## 目次

|                  |    |
|------------------|----|
| はじめに.....        | 3  |
| 農薬取締法.....       | 7  |
| 農薬とは？.....       | 10 |
| 農薬の範囲は？.....     | 13 |
| 「業者」から「者」へ.....  | 16 |
| 特定農薬.....        | 18 |
| 再登録制度と再評価制度..... | 24 |
| 農薬の表示.....       | 27 |
| 農薬の販売.....       | 30 |
| 回収命令.....        | 33 |
| 農薬ではない除草剤.....   | 34 |
| 農薬の使用の規制①.....   | 37 |
| 農薬の使用の規制②.....   | 40 |
| 農薬の使用の指導.....    | 45 |
| 農業資材審議会.....     | 49 |
| 罰則.....          | 51 |
| 最後に.....         | 54 |

## はじめに

平成 14 年(2002 年)から平成 15 年(2003 年)にかけて、農薬取締法の大改正が行われました。その原因となったのは、無登録農薬の使用など、農薬を使用する側にあったといっても過言ではありません。

このため、法改正の最も大きな目的は、「農薬使用者に対する義務」を定めたことです。今から思えば、農薬使用者に義務がなかったということは、不思議な感じがします。

この大改正によって何が変わったかという点、病虫害防除の現場において、以前は現場の状況に応じて一定の裁量を持った対応が可能でしたが、そこに厳しい制限が加わるようになったということです。

そして、この制限が加わったことにより現場では大変な混乱が起きました。

例えば、生産量の少ない、いわゆるマイナー作物については、使用できる農薬がほとんどないというようなことです。

つまり、生産そのものの継続ができなくなってしまうという場面に遭遇してしまったのです。

生産量はわずかでも、その地域、その生産を行っている農家にとっては、死活問題です。

都道府県や農薬メーカー、植物防疫関係団体などの協力によって、何とか最低限の対応は行われましたが、十分なものとは言えないでしょう。

また、後ほど詳しく説明しますが、農薬の「ラベル主義」によって、農薬メーカーは多大な費用を要することになりました。

一部には、わずかな誤字脱字であっても許されないといった極端な情報も流れ、登録に変更が生じた時にどうすればよいのかといった対応についても、現実論から極論まで飛び出し、農薬メーカーは振り回される状況に陥りました。

その後、この農薬取締法改正に加えて食品衛生法の見直しもあり、特に「ポジティブリスト制度」の導入によって、防除の現場はさらなる大混乱に陥ることとなるのです。

制度が変更されるということは、制度変更自体に大変な労力が費やされることとなります。

しかし、その制度変更に伴う生産現場の負担はそれ以上のものがあり、そこまで見通したうえで対応が必要なのです。

前回の制度改正の混乱をどこまで理解しているのかはわかりませんが、最近になって農薬取締法の改正の検討が開始されています。

「なぜ？」と思われる人も多いでしょう。

その理由についてはまた別の機会に説明したいと思いますが、改正が現実となった時には、防除の現場＝農家や関係企業などにも大きな影響が出てくるのが想定されます。

防除の現場や日本企業の国際競争力といった視点は、あまり考慮されないという声も聞かれるので、このようなことも見越したうえでの対応も必要になるでしょう。

対応を間違えると、大きなリスクを背負うことにもなりかねません。

このような制度改正の対応で、最も重要なことは何か。

それは、法律をしっかりと理解していることです。

そもそも農薬取締法とはどのようなものなのか、さらに根本的課題として「農薬とは何か」も含め、きちんと理解しているかということです。

農業に携わるものであれば、農薬取締法とはどのようなものかをしっかりと理解しておくことは当然であり、さらに、難しいことではありますが農薬そのものに対する理解も必要です。

しかし、現状に目を向けると果たしてどうでしょうか。

どれだけの人たちが、きちんと理解しているのでしょうか？

私がこの本の執筆に至った理由は、そこにあります。

農林水産省在籍時に農薬取締法の運用にかかわった者として、農薬取締法を正しく理解してもらうことこそが重要であると思います。

本書は、農薬を使用する人たちだけではなく、その指導を行う人たち、さらには農薬の製造や販売を行う人たちにぜひ読んでもらいたいのです。

以下のような質問に、あなたは即答できますか？

- 希釈倍数は2,000倍で使用回数は1回となっているものを、5,000倍に希釈して2回使用するのは法律違反か否か。
- 炭を粉末にして水田に散布したら、除草剤と同じように雑草を押さえることができた。この炭の粉末は法律上農薬か否か。

日本は法治国家です。

法を守るのは当然のことです。

一方では、法律を理解していなかったがために犯してしまった過ちであっても、許されるものではないのです。

農薬取締法を正しく理解し、農薬そのものを正しく理解すれば、安心して農薬を使用できるようになり、このことが消費者の安心感にもつながっていくでしょう。

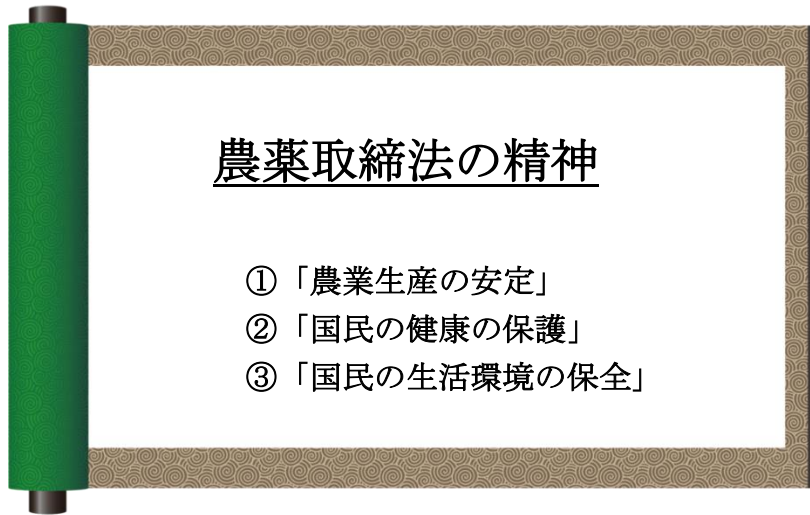
今回は、特に平成 14 年(2002 年)から平成 15 年(2003 年)の改正と農薬の使用者が留意する点を中心に、ポイントをわかりやすく解説していきたいと思います。

# 農薬

—法規制と現状—

# 農薬取締法

農薬取締法とは、農薬の規格や製造・販売・使用等の規制を定めた法律です。  
まず覚えておいて欲しいのが、農薬取締法の精神です。



詳しくは次章で説明します。

では、農薬取締法について簡単に説明していきましょう。

## 農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）

そもそも、この農薬取締法が制定されたのは、粗悪な農薬を取り締まることにありました。  
この法律が制定された昭和23年(1948年)といえば第二次世界大戦後の混乱期で、食料の増産が緊急の課題であった時期です。

しかし、その当時は物資不足もあり粗悪な農薬が出回り、農業生産に影響を与える事例も見られたため、この農薬取締法が制定されたわけです。

その後、農薬の研究開発も進み、新しい農薬が次々と開発されてきました。  
その一方では、農薬による水産動植物への被害なども発生して、その対応が求められてきました。